

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	漁港漁場整備法
根拠条項	第37条第2項
処分の概要	漁港施設の原状回復命令
法令の定め	第37条第2項 漁港管理者は、漁港の保全上必要があると認める場合には、前項の規定に違反した者に対し、原状回復を命ずることができる。
処分基準	違法性の程度、当該施設自体への影響、漁港機能の全般に与える影響等を総合的に勘案する。
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係・ 水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/</a> ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	漁港漁場整備法
根拠条項	第39条の2第1項
処分の概要	工作物建造許可等の取消、無許可行為の中止、復旧命令等
法令の定め	<p>第39条の2第1項</p> <p>漁港管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、工作物若しくは船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却若しくは原状回復を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 前条第1項又は第5項の規定に違反した者</li><li>二 前条第1項の規定による許可を付した条件に違反にした者</li><li>三 偽りその他不正な手段により前条第1項の規定による許可を受けた者</li></ul>
処分基準	<p>違法性の程度、漁港の保全の観点から命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案する。また、処分の内容については、処分の原因となった違反行為又は不正行為と処分の程度との相当性、類似の違反行為があった場合に比べて不当に差別的な扱いとならないこと等を勘案する。</p>
処分担当課	<p>関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係 〔第39条第5項の規定に違反した者に係るものを除く〕 水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320）） 〔第39条第5項の規定に違反した者に係るもの〕</p>
問い合わせ先	<p>関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係・ 水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））</p>
備考	<p>（公表アドレス：<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/</a>）</p>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	漁港漁場整備法
根拠条項	第39条の2第2項
処分の概要	危害防止に必要な施設実施命令
法令の定め	第39条の2第2項 漁港管理者は、漁港区域内の土地、竹木又は工作物等の所有者又は占有者に対し、土地の欠壊、土砂又は汚水の流出その他土地、竹木又は工作物等が漁港に及ぼすおそれのある危害を防止するために必要な施設の設置その他の措置をとることを命ずることができる。
処分基準	当該処分の名あて人が所有又は占有する土地、竹木又は工作物が、土地の決壊、土砂又は汚水の放流等により、漁港の保全が維持できなくなる場合において、危害防止の取組状況、危害のおそれの判然性、緊急性、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案する。
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係・ 水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/</a> ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第11条
処分の概要	占用料、土石採取料の徴収（漁港区域内に限る。）
法令の定め	<p>第11条 海岸管理者は、主務省令で定める基準に従い、第7条第1項又は第8条第1項第1号の規定による許可を受けた者から占用料又は土石採取料を徴収することができる。ただし、公共海岸の土地以外の土地における土石の採取については、土石採取料を徴収することができない。</p> <p>海岸法施行規則第5条 [占用料及び土石採取料の基準] 北海道海岸占用料等徴収条例第2条 [占用料等の徴収]</p>
処分基準	法令の定めのとおり
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係・ 水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/</a> ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第12条第1項
処分の概要	占用許可の取消、行為中止命令等（漁港区域内に限る。）
法令の定め	<p>第12条第1項 海岸管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却（第8条の2第1項第3号に規定する放置された物件の除却を含む。）、他の施設等により生ずべき海岸の保全上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。</p> <p>一～三 （略）</p>
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係・ 水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/gkg/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/gkg/</a> ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第12条第2項
処分の概要	占用許可の取消、行為中止命令等（漁港区域内に限る。）
法令の定め	第12条第2項 海岸管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、第7条第1項又は第8条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。（以下略）
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係・ 水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/gkg/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/gkg/</a> ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第12条の2第4項
処分の概要	補償費用の原因者への負担命令（漁港区域内に限る。）
法令の定め	第12条の2第4項 海岸管理者は、第1項の規定による補償の原因となった損失が前条第2項第3号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係 水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/</a> ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第16条第1項
処分の概要	工事原因者への工事施行命令（漁港区域内に限る。）
法令の定め	第16条第1項 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設等に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は海岸保全施設等に関する工事若しくは海岸保全施設等の維持（海岸保全区域内の公共海岸の維持を含む。以下この項及び第31条第1項において同じ。）の必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じたその管理する海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を当該他の工事の施行者又は他の行為の行為者に施行させることができる。
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係 水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/</a> ）



(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第21条第1項
処分の概要	海岸保全施設の改良、補修命令等（漁港区域内に限る。）
法令の定め	第21条第1項 海岸管理者は、海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設が次の各号の一に該当する場合において、当該海岸保全施設が第14条の規定に適合しないときは、その管理者に対し改良、補修その他当該海岸保全施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。 一～三 （略）
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係 水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/gkg/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/gkg/</a> ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第21条第2項
処分の概要	海岸保全施設の改良、補修命令等（漁港区域内に限る。）
法令の定め	第21条第2項 海岸管理者は、海岸保全施設が前項各号のいずれにも該当しない場合において、当該海岸保全施設が第14条の規定に適合しなくなり、かつ、海岸の保全上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
問い合わせ先	水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/gkg/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/gkg/</a> ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第22条第1項
処分の概要	漁業権の取消、行使の停止命令等（漁港区域内に限る。）
法令の定め	第22条第1項 都道府県知事は、海岸管理者の申請があった場合において、海岸保全施設に関する工事を行うため特に必要があるときは、海岸保全区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命じなければならない。
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
問い合わせ先	水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/</a> ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第31条第1項
処分の概要	工事原因者への費用負担命令（漁港区域内に限る。）
法令の定め	第31条第1項 海岸管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた当該海岸管理者の管理する海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係 水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/gkg/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/gkg/</a> ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第32条第3項
処分の概要	附帯工事費用の原因者負担命令（漁港区域内に限る。）
法令の定め	第32条第3項 海岸管理者は、第1項の海岸保全施設に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となったものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係 水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/</a> ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第33条第1項
処分の概要	受益者への工事費用負担命令（漁港区域内に限る。）
法令の定め	第33条第1項 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設に関する工事によって著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
問い合わせ先	水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/gkg/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/gkg/</a> ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第35条第2項
処分の概要	延滞金の徴収（漁港区域内に限る。）
法令の定め	<p>第35条第2項 前項の場合においては、海岸管理者は、主務省令で定めるところにより延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。</p> <p>海岸法施行規則第9条〔延滞金〕 北海道海岸占用料等徴収条例第5条〔占用料等に係る延滞金〕</p>
処分基準	法令の定めのとおり
処分担当課	水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
問い合わせ先	水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/gkg/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/gkg/</a> ）

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道漁港管理条例
根拠条項	第5条
処分の概要	車両等の漁港区域外への移動命令
法令の定め	<p>第5条</p> <p>知事は、漁港の区域内の秩序の維持のため特に必要があると認めるときは、漁港の区域内に停泊、停留若しくは係留（以下「停係泊」という。）をする船舶若しくはいかだ又は甲種漁港施設に駐停車をする車両若しくは陸置きする船舶（これらのうち法第39条第5項の規定により知事が指定する区域（以下「放置等禁止区域」という。）内に捨てられ、又は放置された同項第2号の規定により知事が指定する物件に該当するものを除く。）に対して移動を命ずることができる。</p>
処分基準	あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため設定していない。
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係・ 水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/</a> ）



(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道漁港管理条例
根拠条項	第8条
処分の概要	放置物件の除去命令
法令の定め	第8条 漁港の区域内の水域における漂流物、沈没物その他の物件又は甲種漁港施設内に放置された物件（これらのうち放置等禁止区域内に捨てられ、又は放置された法第39条第5項第2号の規定により知事が指定する物件に該当するものを除く。）が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、知事は、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。
処分基準	あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため設定していない。
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係・ 水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/</a> ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道漁港管理条例
根拠条項	第18条
処分の概要	監督処分
法令の定め	<p>第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状の回復を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 第4条第1項、第12条第1項又は第13条第1項の規定に違反した者</li><li>2 第12条第1項又は第13条第1項の規定による許可に付した条件に違反した者</li><li>3 偽りその他不正な手段により第4条第1項の規定による承認又は第12条第1項若しくは第13条第1項の規定による許可を受けた者</li></ol>
処分基準	あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため設定していない。
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係 水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/</a> ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道漁港管理条例
根拠条項	第19条第1項
処分の概要	公益上の必要による許可の取消等
法令の定め	第19条第1項 知事は、特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の規定による承認又は第12条第1項若しくは第13条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。
処分基準	あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため設定していない。
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係 水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/</a> ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	漁港漁場整備法
根拠条項	第39条の5第1項
処分の概要	土砂採取料、占用料の徴収
法令の定め	<p>第39条の5第1項 漁港管理者は、農林水産省令で定める基準に従い、漁港の区域内の水域（漁港管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者から土砂採取料又は占用料を徴収することができる。ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。</p> <p>漁港漁場整備法施行規則第18条 [土石採取料及び占用料の基準] 北海道土砂採取料等徴収条例第2条 [土砂採取料等の徴収]</p>
処分基準	法令の定めのとおり
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係・ 水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/</a> ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	漁港漁場整備法
根拠条項	第39条の5第2項
処分の概要	過怠金の徴収
法令の定め	第39条の5第2項 漁港管理者は、偽りその他不正の行為により前項の土砂採取料又は占用料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。  北海道土砂採取料等徴収条例第5条〔過怠金〕
処分基準	法令の定めのとおり
処分担当課	水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
問い合わせ先	水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/</a> ）

